

横瀬町防犯対策費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、犯罪の抑止及び町民の防犯意識の高揚を図り、安全で安心なまちづくりを推進することを目的として住宅の防犯対策を実施する者に対して交付する横瀬町防犯対策費補助金(以下「補助金」という。)について、横瀬町補助金交付規程(昭和43年規程第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳をいう。)に記録された住所に現に居住している者
- (2) 別表に掲げる防犯対策を実施した世帯の世帯主
- (3) 町税の未納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者としなない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び横瀬町暴力団排除条例(平成24年条例第12号)に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 過去にこの補助金の交付を受けた者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、交付対象者が所有又は賃借し、自らが居住する住宅(併用住宅にあっては、居住の用に供する部分に限る。)において実施する別表に掲げる防犯対策に要する費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、20,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象経費を支払った日の属する年度の3月31日までに横瀬町防犯対策費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯対策の内容が記載された補助対象経費の領収書
- (2) 防犯対策の実施後の状況を確認できる写真

(3) 取り付けた製品等の規格が分かるカタログ、パンフレット、説明書等の写し

2 申請者は、賃借する住宅の防犯対策に係る前項の申請をするときは、当該住宅の所有者又は管理者の同意を得た上で、その同意書を添付するものとする。

3 前項の同意書には、当該同意に係る者が署名し、又は記名押印しなければならない。

(交付又は不交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を実施し、補助金の交付の可否を決定し、横瀬町防犯対策費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、横瀬町防犯対策費補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(財産の処分制限)

第8条 補助金の交付を受ける防犯対策により取得した財産(以下「取得財産」という。)は、補助金の交付の日から1年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、取り壊し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 町長は、前項ただし書の規定により承認を受けた交付決定者に当該承認に係る取得財産の処分による収入があったときは、その収入の全部又は一部を町に納付させることができる。

(調査)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者又はその関係者に対し、防犯対策の実施状況に係る調査を行うことができる。

2 交付決定者又はその関係者は、前項の調査に協力しなければならない。

(危険負担)

第10条 防犯対策により生じた問題については、交付決定者及び所有者又は管理者との間で処理するものとし、町はその責を負わない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

防犯対策の内容	備考
防犯性の高い錠・補助錠の取付け	
防犯フィルムの取付け	
モニター付きインターホンの取付け	
防犯カメラの設置	設置場所及び撮影範囲が住宅の敷地内であること。やむを得ず住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅その他の物の所有者又は使用者に事前に説明を行い、同意を得ていること。
人感センサーライトの取付け	
センサーアラームの取付け	
迷惑電話防止機能付き固定電話(固定電話に接続して用いる同等の機能を有する機器含む)の購入	
その他町長が認める防犯対策	